

## 第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン策定支援業務委託仕様書

### 1. 業務名

第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン策定支援業務

### 2. 業務の目的

西宮市勤労福祉審議会の答申「西宮市の今後の勤労福祉行政のあり方について」に基づき、長期的な視野に立った労働政策の推進を図るため、「西宮市勤労者福祉推進計画（計画期間は平成22年度から平成30年度までの9年間）」を定めた。

そして、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえて、第5次西宮市総合計画の部門別計画として、平成31年度からの10年間を計画期間とした「西宮市働きやすいまちづくりプラン」を定めることとした。平成31年度から令和5年度を前期計画期間とし、その後期計画として、令和6年度からの5年間を計画期間とした第2次西宮市働きやすいまちづくりプランを策定することを目的とする。

### 3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

### 4. 業務内容

#### (1) 計画策定のために必要な支援

- ① 国・主要自治体、国際情勢等の動向の調査、データ整理
- ② 先進的な勤労福祉行政の事例調査及び、本市との比較・評価
- ③ パブリックコメント実施に必要な支援
- ④ 「西宮市労働実態基本調査報告書」の精査・考察
- ⑤ その他、計画の策定に必要な調査

#### (2) 計画書の作成

- ① 第2次西宮市働きやすいまちづくりプランの冊子（200部）及び電子データ（MS-Word、PDFファイル等）一式（記録媒体：CD-R）
- ② 第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン【概要版】の冊子（200部）及び電子データ（MS-Word、PDFファイル等）一式（記録媒体：CD-R）

(3) 勤労福祉審議会開催についての協力

市が開催する西宮市勤労福祉審議会において、計画策定に必要な調査・資料の提供ならびに分析結果の報告、勤労福祉審議会における討議事項の取りまとめ、分析をし、計画に反映させるための検討を行う。

※ 業務の推進にあたっては、「西宮市勤労者福祉推進計画」、「西宮市働きやすいまちづくりプラン」の趣旨、進捗状況及び社会情勢の変化を十分に踏まえて行うこと。

5. 成果品

- ① 第2次西宮市働きやすいまちづくりプランの冊子（200部）及び電子データ（MS-Word、PDFファイル等）一式（記録媒体：CD-R）
- ② 第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン【概要版】の冊子（200部）及び電子データ（MS-Word、PDFファイル等）一式（記録媒体：CD-R）

6. 支払い方法

業務完了後、受託者からの請求により一括払い

7. その他

- (1) 受託者は常に西宮市と連絡を密にし、西宮市との協議を得て業務を進めること。
- (2) 本業務に必要な資料等で、西宮市が所有するものについては、受託者に貸与する。ただし、本業務完了後西宮市に返却するものとする。
- (3) 本業務における成果品は全て西宮市に帰属し、受託者は西宮市の許可なくほかに公表、貸与又は使用してはならない。
- (4) この契約に定めのない事項については、双方が協議し決定するものとする。

以 上